

北海道版構造改革・地域再生特区（北海道チャレンジパートナー特区） に係る計画の認定申請（第8回）の状況について

企画振興部地域振興・計画局
地域づくり支援室

1 概況

平成19年5月21日から6月15日まで、第8回特区計画の認定申請を受け付けたところ、次のとおり計画変更の認定申請書が提出された。

2 計画変更の概要

| | | |
|-------------------|---|---|
| 申請主体 | 長沼町 | |
| 特区計画の名称 | 長沼町グリーン・ツーリズム推進特区（変更） | |
| 計画の概要 | <p>本町の基幹産業である農業を主軸とした地域振興を図るため、道央圏の都市近郊に位置する地理的優位性と既存の民間観光施設を最大限に活かし、また、国の認定を受けた特区計画（いわゆる「どぶろく特区」）と相俟って、長沼型グリーン・ツーリズムをより一層推進するとともに、食育を含めた都市との共生・対流を積極的に推進する。</p> | |
| 道に求める支援 措置等の内容 | <p>当初計画(平成18年3月31日認定)</p> <p>特定プロジェクトチームの創設 農家民宿における食事の提供及び濁酒の製造に関して、北海道食品衛生法施行条例における施設基準のあり方等について検討する。</p> <p>濁酒製造や衛生管理などについての助言・指導 濁酒の製造方法や衛生管理などについて、北海道立食品加工研究センター等の助言・指導を受ける。</p> | <p>計画変更(平成19年6月15日申請)</p> <p>北海道食品衛生法施行条例における施設基準の緩和措置の適用 長沼町におけるグリーン・ツーリズムを推進するため、農業体験民宿における飲食店営業の施設基準の緩和措置を適用する。</p> |
| | <p>（ 農業体験民宿が飲食店の営業許可を受けるに当たり、北海道食品衛生法施行条例における施設基準の緩和措置（特定プロジェクトチームの検討結果）を適用するものである。 ）</p> | |

3 対応

担当部及び関係部と協議の上、認定の可否について検討する。